

KOBE クールオアシス実施要領

1 趣旨

熱中症予防の一環として、神戸市内事業者（以下「協力店舗」とする）の協力の下、熱中症についての情報発信機能を有した外出時の一時休息所を設置する。本事業を「KOBE クールオアシス」とする。

2 事業内容

- (1) 主に熱中症弱者（高齢者・子連れの市民等）が、猛暑の日中に外出した際の熱中症防止のため、適切な冷房設備のある店舗等を一時的な休息所として活用する。
- (2) 協力店舗は、次の①を実施し、出来る限り②③に協力する。
 - ① 営業時間内に冷房の効いた屋内空間を、最大 15 分程度を目安として提供する。
 - ② 既設の待合用の椅子、コーナー等を提供する。
 - ③ 熱中症対策に関する情報発信拠点を表すため、市から提供するポスター・ステッカーを掲示する。また、市ウェブサイト等における協力店舗の広報を認める。
- (3) 市は、熱中症対策に関するウェブサイトで KOBE クールオアシスを周知し、協力店舗の位置を表す地図や、協力店舗リスト（店舗分類、店舗名称、住所等）を掲載する。

3 事業実施時期

毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日まで

4 その他

- (1) 本事業は、毎年、継続して実施する。ただし、市予算の都合等により事業を終了する場合は、協力店舗に通知するものとする。
- (2) 市は、協力店舗を随時募集し、協力店舗は、本実施要領を承知の上、応募するものとする。
- (3) 市は、必要に応じて協力店舗に熱中症対策に関する情報提供等を行う。
- (4) 協力店舗は、KOBE クールオアシスの継続ができない等の変更が生じた場合は、市に連絡するものとする。協力店舗と市の間で変更に関する申入れが行われなかった場合は、従前と同一の条件で継続されるものとする。
- (5) 協力店舗において過度な勧誘等がある場合や、閉店が長期間続く場合等、本事業の趣旨に沿わないと認められた場合は、市は協力店舗を本事業から除外することがある。